

○工事監理業務契約書についての一部を改正する通達新旧対照条文

改 正 今般改正（平成23年11月18日国空予管第210号）	現 行 制定（平成22年10月29日国空予管第630-2号）
<p>工事監理業務契約書</p> <p>1 業務の名称</p> <p>2 履行期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</p> <p>3 業務料 ￥ ー （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ー）</p> <p>4 契約保証金</p> <p>5 調停人</p> <p>上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>（総 則） 第1条</p> <p>（第1項から第11項は略）</p> <p><b>【第12項削除】</b></p> <p>（中略）</p>	<p>工事監理業務契約書</p> <p>1 業務の名称</p> <p>2 履行期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</p> <p>3 業務料 ￥ ー （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ー）</p> <p>4 契約保証金</p> <p>5 調停人</p> <p>上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 <u>また、受注者が共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。</u></p> <p>（総 則） 第1条</p> <p>（第1項から第11項は略）</p> <p><u>12 受注者が共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</u></p> <p>（中略）</p>

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第30条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務料(この契約締結後、業務料の変更があった場合には、変更後の業務料)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(一から三は略)

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(中略)

(発注者の解除権)

第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(第一号から第五号は略)

六 受注者が次のいずれかに該当するとき。

(以下省略)

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第30条の2 受注者(共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務料(この契約締結後、業務料の変更があった場合には、変更後の業務料)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(一から三は略)

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(中略)

(発注者の解除権)

第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(第一号から第五号は略)

六 受注者(受注者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

(以下省略)